

Title	一九三八年一月六日仏独声明： 「四国協調」にみるフランスの宥和政策
Sub Title	The Franco-German declaration of 6 December 1938
Author	渡邊, 啓貴(Watanabe, Hiroataka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1982
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.55, No.8 (1982. 8) ,p.33- 66
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19820828-0033

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

一九三八年二月六日仏独声明

——「四国協調」にみるフランスの宥和政策——

渡 邊 啓 貴

- 一、はじめに
- 二、声明に至るまでの経緯
- 三、東欧をめぐる仏独關係
- 四、仏独經濟交渉——対独經濟宥和の志向——
- 五、仏伊対立の問題点
- 六、仏伊対立と仏独声明
- 七、結 語

一、はじめに

一九三八年二月六日、パリで開かれた仏独會談の結果、ドイツ外相リッペントロップとフランス外相ボネによつて採択された声明は以下の通りである。

一九三八年二月六日仏独声明

三三 (九八五)

- 一、ドイツ政府とフランス政府は、仏独兩國間の平和的かつ善隣友好関係がヨーロッパ情勢の安定及び全体の平和維持にとつて最も本質的要素の一つであることを確信する。従つて、兩國の関係がこの方向に發展するのを保証するため兩國政府は全力を尽くす。
- 二、兩國政府は、兩國間には領土的性格を有する未解決の問題は何ら存在しないことを声明する。また、兩國政府は、兩國間に現存する国境を最終的なものとして厳正に承認する。
- 三、兩國政府は、第三国との特別な関係を侵害することなく、兩國に関する全ての問題に対して相互に接触をはかること、また、これら問題が将来国際紛争に至る場合には、協議を行うことを確信する。⁽¹⁾

本声明は、仏独間における、(一)、善隣友好関係、(二)、現存国境の承認、(三)、関係の継続と相互利益に関する協議義務をうたつた簡単な三つの条項からなるにすぎず、声明自体のもつ意味は、兩國の緩い協調関係の了解にとどまる。第二次大戦前史研究の中で、この二月六日の仏独声明は同年九月三〇日のほぼ同内容の英独声明とともに、ミュンヘン会談以後の英仏の「対独宥和」の意志表明(実質的に、ドイツの東欧におけるフリーハンドを認める)の一つとして論じられるのが一般である。⁽²⁾

周知のように、一九三八年九月二十九日、三〇日のミュンヘン会談は、英仏の一連の有和政策の頂点に位置づけられると同時に、当事国チェコスロヴァキアとその同盟国ソ連を排除して英仏独伊四大国間で催されたという形式面の特徴は従来からもしばしば指摘される⁽³⁾ところである。この英仏独伊による平和⁽⁴⁾「四国協調」構想に関しては、それがイギリス外交指導層の提唱するものとしてこれまで専らイギリスの側の研究に負つていたが、⁽⁴⁾本稿で問題とするようにこの構想に対するフランス側の姿勢は決して「対英追隨」として単純に規定できるものではなく、むしろ、イギリスよりも遙かに積極的対応をみせた局面もあつた。一般に、ミュンヘン会談を予見させ、「四国協調」の起源とされる三三年六月七日の四国協定(英仏独伊)締結に際しても、フランスはジュヴェネルをイタリアに特別大使として派遣するなど熱意ある態度を示した⁽⁵⁾し、ミュンヘン会談前後の時期においても、外相ボネによる英政府に対する四国会議開催提案、⁽⁶⁾協定調印後のフランソワ・ポンセの報告⁽⁷⁾、一月二四日英仏会談にみられるフランス側の一連の発言内容によつても、⁽⁸⁾仏首脳の「四国協調」に向けた期待を認めること

ができる。むしろ、国際会議方式という点では、当事者間（ズデーテン代表、チェコ代表）の直接交渉を主張するイギリスと対立する局面もみられたのであり、そこには、四大国間の協調によつて「平和」が実現可能だとする西欧中心的国際認識が据えられていたのは明白である。

改めて言うまでもなく、第二次大戦（ヨーロッパ戦）の原因の一つとしてしばしば指摘されるように英仏間の戦争協力はなかなか進展せず（三九年三月になつて漸く英仏幕僚会談が開かれた）、両国間の角逐は大戦勃発後も引き続いていばかりか、フランスの対独伊関係は、各々、東欧、地中海域を中心係争地域として甚しく緊張しており、「四国協調」とはいえ、それは極めて不安定な一時の虚構にすぎなかつたことは、その後の歴史の展開が明らかにしているところである。しかしながら、ファシズム対反ファシズムというイデオロギー上の二分法的枠組を越えた資本主義陣営内における、いわば帝国主義諸国間の権力政治的志向からなるヨーロッパの緊張緩和をめざした合理的政策としての「四国協調」構想は、この時期の指導者達の脳裡を去ることはなかつたし、ミュンヘン会談はその大いなる契機となつたことは想像に難くないであろう。この点、従来の有和政策研究は、独伊枢軸国の膨脹主義に対する機会的讓歩策としての側面に注目するあまり、宥和政策が当時の国際政治舞台においてもつたその権力政治的側面は看過されがちであつたといふことができる。

本稿では、以上のような関心から、「平和の六ヶ月」、あるいは「宥和の黄金時代」⁽¹⁰⁾と称される三八年一〇月以降、翌年三月ドイツ軍がチェコ侵攻を果たすまでの約半年間の時期に仏独間で締結された、三八年一二月六日の仏独声明をめぐる諸展開についてフランス外交を中心に考察する。が、それはまた、この分野の研究史上の観点からいつても極めて興味深いところである。すなわち、これまで研究上の大きな制約となつていた仏外交文書の未公刊部分⁽¹¹⁾が一九七八年以降刊行され始めたことによつて、史料の欠陥を十分に補いうると思われるためである。

本稿の構成は、英仏、仏独、仏伊の三つの関係を主要軸としながら、先ず、第二節において、声明に至るまでの経緯を概

観し、次いで、第三節で、この一二月六日の声明をめぐる論争点として最もよく議論される東欧の問題を対独関係の中で考察する。第四節では、この声明が仏独関係においてもつた直接的意味をその後の両国間の経済交渉の中で検討し、第五節では、当時のフランス外交にとつてもう一つの大きなイシューとなつた仏伊関係を明らかにする。そして、最後に、そうした仏独関係と仏伊関係の相関性について考察するが、英仏関係については、仏独、仏伊関係をめぐる議論の中で論述することにする。

(1) *Documents Diplomatiques Français* (以下、*DDF* と略) Tome XII, N° 45, pp. 83-89 参照。 *Le Livre Jaune Français, 1938—1939* (以下、*LFJ* と略), *Le Livre Jaune* と略, N° 28, p. 38, *Documents on German Foreign Policy, 1918—1945* (以下、*DGFP* と略), Volume IV, No. 369, p. 470.

(2) 「この声明自体をとり扱った研究は、管見の限りでは、以下をとり挙げるようにその数は決して多くない。因みに、本稿では参照しなかつたが、L. Haulier, F., 'Les Français et l'accord du 6 Décembre 1938', dans *Les relations franco-allemands entre 1933 et 1939* (以下、*RFA* と略), Centre National de la Recherche Scientifique (CNRS), 1977. も同テーマを扱った論文である。これは、国内情勢を中心に扱つたものがあり、結論として「この声明をドイツの戦略とみる点では通説とおりである。また、最近のドイツの研究によつてもこの点は従来通りである。Michalka, Wolfgang, *Ribbentrop und die deutsche Weltpolitik 1933—1940*, Wilhelm Fink Verlag, 1980, S. 265—266 参照。

(3) 細川政則『ヒュンケン会談について』『史学雑誌』七十一編 三号、一九六二年。百瀬宏「独ソ不可侵条約の前提」『歴史学研究』一八〇号、一九五五年二月。E・H・カー『独ソ関係史』(富永幸生訳)、サイマル出版会、一九七二年参照。

(4) 三七年一月一九日枢密院議長ハリファックスのヒトラーとの会談における四国協定構想、三八年七月駐独大使ヘンダーソンの提案など。斎藤孝『第二次大戦前史研究』東大出版会、一九六五年、二〇八—二一七頁参照。また、英経済顧問リース・ロスによる一〇月一八日の四国経済協力案。Leith-Ross, *Money Talks*, Hutchinson, 1968, pp. 227—249, Gilbert & Gott, *The Appeasers*, Weidenfeld Goldbacks, 1963, p. 194.

(5) *DDF* ■, N° 2, pp. 15—16. Néré, J., *The Foreign Policy of France from 1914 to 1945*, Routeledge & Kegan Paul, 1975, pp. 137—141. Lone, C. J., & Marzari, F., *Italian Foreign Policy, 1870—1940*, Routeledge & Kegan Paul, 1975, p. 226 参照。東欧諸国の反対に会つて、調印された協定は和解と協力を約した抽象的なものに終つた。イタリアの目的は国際的発言力の増大、ヴェルサイユ条約改訂の道を開くこと、仏伊関係改善がドイツに対する牽制となること、などといわれている。軍備平等権達成の方法が曖昧であつたにもかかわらず、ドイツの妥協的態度によつて期せずしてフランス外交の成功となつた。また、*DDF* ■, N° 9, pp. 21—22 参照。「ヨーロッパの勢力均衡破壊に対する懸念」、『四大国による現実的協約が他のヨーロッパ諸国ばかりか、四大国相互間の関係にとつて重要』という観点はヒュンケン会談をめぐる展開過程に一脉通じる。

- (6) *Documents on British Foreign Policy 1919—1939* (以下「DBFP」と略)、Third Series, Volume I, No. 847, p. 305, No. 856, p. 311 参照。
 (7) *DDF X*, No. 488, pp. 721—722 参照。
 (8) *DDF XI*, No. 390, p. 771.
 (9) *DDF XI*, No. 122, p. 195, No. 130, p. 208 参照。
 (10) Wheeler—Bennett, J. W., *Munich — prologue to tragedy*, Macmillan, 1966, p. 293.
 (11) 一九七八年刊、一九三八年一〇月—十一月、七九年刊、一九三八年二月—一九三九年一月、八〇年刊、一九三九年二月—三月一五日。

二、声明に至るまでの経緯

フランスからの最初の公式上の接近は、一〇月一三日、仏大使フランソワ・ポンセと独政務次官ワイツゼッカーとの会議に求められる⁽¹⁾。その席上、フランソワ・ポンセは両国間の不可侵条約、協議協定、経済協定(とくに通貨問題)、などを提案した。次いで、同月一八日、フランソワ・ポンセとヒトラーとの間で会議が行われ、その内容を基礎として、独外相リップントロップが案文を起草⁽³⁾、一月五日、その案文がフランスに送られ、会議の下準備が整つたのである。これをうけて、フランス側は一月一九日、リップントロップに一月二八日から二月三日の間に訪仏することを要請したが、フランス国内政治の混乱(一月三〇日、CGTのゼネスト計画)による影響を憂慮したドイツ側の意向によつて、ドイツ代表団の訪仏は一月六日まで延期されたのであつた。

一月六日ドイツ首脳(代表リップントロップ)のパリ訪問に至るまでの経緯にみられる顕らかな特徴としては、次の四点が指摘できよう。

第一に、この会談に臨むフランス側の積極姿勢である。一般に、この声明の起源は、先の一〇月一三日、一九日の仏大使と独首脳との会談に求められるが、構想そのものは、ミュンヘン会談直後、英独声明採択の情報を受けたフランス側に先ず生じたとみることができ⁽⁵⁾。一〇月五日の仏外務省政務局長マスイグリの報告は、英独声明に準じた声明が仏独間において

も可能であること、両国に及ぼす心理的效果は充分に評価されるべきであると述べている。⁽⁶⁾ こうしたフランス側の積極姿勢は、外相ボネの駐独フランス大使への指示やフランス首脳と駐仏ドイツ大使ウェルツェックの会談報告にも示されている。⁽⁷⁾ 殊に、それは、一月二四日に予定された英仏会談(イギリス首脳の訪仏)への配慮に顕著である。すなわち、フランス側は、この仏独声明が英仏会談の後に採択されることによつてイギリスの意向をうけたものとみられるのをおそれて、ドイツ代表団の早期訪問(英仏会談以前の訪問)を望んだのであつた。⁽⁸⁾

第二に、以上のようなフランス側の姿勢に対するドイツ側の態度は、おおむね友好的なものであつたといふことができ。ただ、それは決して積極的なものではなく、あくまでも受動的なものであり、交渉全体を通しては、結果的に、フランスのイニシアティブを強く印象づけることになつたのは否み難い。それは、この声明に対するドイツ側の意図と大いに関わつている。東欧、植民地、あるいは、その他の問題⁽⁹⁾をめぐつてフランスと対立点をもちながらも、この時期、少くとも表面きはフランスと事を構えるのは得策ではないとドイツは考えたとみられる。フランスワ・ボンセは一〇月二三日の報告で、声明案が破談になることをドイツ側がおそれていること、同月二四日の報告で独空相ゲーリングの仏独声明に寄せる期待を伝えているし、また、先のフランスワ・ボンセのヒトラールとの会談報告や後任大使クローンドルのリップントロップ、ヒトラールとの会談報告もドイツ側の友好姿勢を示している。⁽¹⁰⁾ とくに、ドイツ側のそうした態度は、一月七日駐仏ドイツ三等書記官ラスがポーランド系ユダヤ人に殺害された事件に関して、それによつて仏独関係改善のための両国の努力が影響をうけることはない旨をドイツ側が言明したという事実⁽¹¹⁾に顕著にうかがわれる。しかしながら、一方では、「仏独会談のイニシアティブはドイツによつてとられたものではない⁽¹²⁾」とドイツ側は主張しており、友好姿勢とは裏腹にそうした消極性もドイツ側の終始一貫した特徴であつた。

第三の特徴は、イタリアの態度が仏独会談に対して与えた影響である。それは、フランスからのドイツ代表団の早期訪仏の

要請をドイツ側が拒否した事実にみられる。一月八日の駐仏大使ウエルツェックのフランスの要請に対する否定的見解⁽¹³⁾、一月一九日のリップベントロップの「イギリス閣僚の訪問まで待たねばならない」という発言にうかがわれるドイツ側の対応には、イタリアの意向が大いに反映したと考えられる。後に詳しく検討するように、ミュンヘン会談後暫くして仏伊対立は顕在化するが、ムツソリーニは、この時期に仏独の接近がイタリアへの圧迫となることを極端におそれ、仏独声明が英独声明の範囲を越えないこと、調印はイギリス首脳を訪仏まで延期されることを望んだのであつた。⁽¹⁵⁾ フランスにすれば、こうしたイタリアの態度は、仏独接近による状況悪化（対仏要求が達成されなくなる懸念）をおそれたイタリアの仏独声明に対する妨害工作にみえたのであつた。⁽¹⁶⁾

第四に、英仏の見解が大筋では一致していたと考えられることである。フランスが声明の内容とドイツ首脳を訪仏に関する詳細な情報をイギリスに伝えたのは一月二三日であり、⁽¹⁷⁾ それまで仏独会談についてはダラデイエとボネが機密を保持し続けていた。この点に関するフランス側の真意は仏外交文書においては明らかにしえないが、これをもつて、英仏間に意思疎通が欠如していたとするのは妥当ではなからう。たしかに、そうした事実をもつてフランス外交がイギリスの影響（対英追隨）を免れようとした局面として指摘するのにも一理あるが、やはり、基本的には、英仏首脳間には声明に関してコンセンサスが存在したと考える方がより適切であろう。一月二〇日、一月八日、一六日の外務省覚書は、いずれもドイツに対する英仏の協力と相互理解が必要であることを強調しており、⁽¹⁹⁾ このことは、仏独声明があくまでも英独声明の枠組を越えない範囲でなされるべきであるという英仏間の暗黙の了解（仏外交文書においては、随所で、そうした認識が窺われる）が存在したことを示していると考えられることができる。

以上のように、一月六日の仏独声明に至るまでの経緯にみられる特徴は、四国間における相互の様々な角逐の反映である。そしてそれこそが、まさにこのミュンヘン会談以後半年間の四国関係の眞の姿ではなかつたらうか。フランスにとつ

て、「四国協約」とは基本的にそうした不安定な枠組の中での一つの志向だったのである。

- (1) 一月三日の全談ぶつづげ *DDF M. Le Livre Jaune*, François-Poncet, A., *Souvenirs d'une ambassade à Berlin*, sept., 1938—oct., 1938, Flammarion, 1946. ぶつみられなぶが、ホネゼ一九五一年三月二二日の議会証言のロウヤに載せしむる。 *Les Evénements survenus en France de 1933 à 1945 (Témoignages et Documents Recueillis par la Commission D'enquête parlementaire)* (下) *Les Evénements ヲ證*, Tome K, P. U. F. p.2651 を參照。
- (2) *DGFP*, No. 343, p. 442, *DDF M.* N° 197, pp. 341—343, *Le Livre Jaune* N°17, pp.23—24, François-Poncet, *op. cit.*, pp.339—349 參照。
- (3) *DGFP*, No. 346, pp. 445—446, No.350, p. 449, *DDF M.* N°333, p.645參照。 声明とは同内容。一月七日フランス側は受取、若干の修正を求めた。
- (4) Zay, J., *Souvenirs et Solitude*, René Julliard, 1945, pp. 168—170, *DDF M.* N°402, p.801參照。 フランスの国内状況をかんがみ、ドイツ側代表の訪仏の日取りはフランス側にたつて提示されるべきだとされた。
- (5) *Les Evénements K*, p.2651, ホネの証言。不可侵協定「フルキス・ローレーヌ問題の解決」として重要だったとす。 *DDF M.* N°490, pp.727—728, N°509, pp. 745—747, 46のふたご、英独声明はフランスに伝えられていなかつた。
- (6) *DDF M.* N°29, pp.49—52參照。
- (7) *Ibid.*, N°199, p.348. *DGFP*, No.342, p.440, No.344, p.443 etc.參照。
- (8) *DGFP*, No. 351, pp.450—451參照。
- (9) *DDF M.* N°333, p.646. キロコウ、カメルーンなどの在留ドイツ人、在仏ドイツ人の待遇改善、押収されたドイツ資産の問題など。
- (10) *Ibid.*, N°205, p.355, N°207, p.357, N°332, pp.643—644, N°395, p.795, N°385, p.752參照。
- (11) *Ibid.*, N°279, p.483.
- (12) *DGFP*, No.350, p.449.
- (13) *Ibid.*, No.350, p.449.
- (14) *DDF M.* N°322, p.644.
- (15) *DGFP*, No.348, pp.447—448參照。
- (16) *DDF M.* N°382 p.750, N°395, p.795參照。
- (17) Zay, *op. cit.*, pp.168—170, また *DDF M.* N°344, pp.667—668參照。 一月二二日駐独大使ヨルバンは「仏独会談についてイギリスに正確な情報を与えむべき時期がきた。」と述べしむる。

- (8) Adamthwaite, A., "The Franco-German Declaration of 6 December 1938," (以下「Declaration」を略), dans *RFA* p.399.
(9) *DDF* M. N°187, p.312, N°190, p.492, N°312, pp.579—603參照。

三、東欧をめぐる仏独関係

三八年一二月六日の仏独声明は、フランスが直接的にドイツの緊張緩和の意志を公式に表明した最後のものである。一般に、この仏独声明は九月三〇日の英独声明に倣つて、フランスがドイツの東欧におけるフリーハンドを許したものととして理解されているが、本節では、この点をめぐるフランス外交について再検討することを中心課題とする。

通例、この点を議論する際に挙げられるのは三九年七月一三日、二一日のリッpentロップとボネの往復書簡である。⁽¹⁾ リッpentロップは、一三日の書簡で「ミュンヘン会談後、東欧においては根本的変化がおこつた」というボネの発言をとらえて、これをもつて東欧におけるドイツのヘゲモニーをフランスが承認した証左と主張したのであるが、これに対して、ボネは、二一日の書簡において、フランスと東欧（とくに、この時期にはポーランドが重要）、ソ連との紐帯を強調し、それぞれに対する同盟条約は依然有効であると主張したのであつた。

シェラーは、この仏独会談におけるボネの発言が仏伊関係を議論している間になされた点に注目し、フランス側の主たる関心はイタリアにあつたのであり、会談の際の両者の関心は異なつていたと指摘している。シェラーによると、東欧におけるドイツのヘゲモニーは仏独会談に先立つ十一月一日のウィーン裁定の際、英仏が干渉しなかつたことによつて事実上認められていたのであつて、むしろ当時のフランスはドイツの次の目的地と予測されていたウクライナ地方に関心を寄せていたのである。⁽³⁾ また、アダムスウェイトは、当時、フランスは東欧におけるドイツのヘゲモニーに対して断固たる反対の意志をもたず、ボネの曖昧な態度はドイツに勝手な解釈を許すものであつたとし、フランス側の関心はむしろ地中海にあつたと指摘

している。⁽⁴⁾ いずれの解釈をとるにせよ、仏独会談における東欧問題をめぐるフランスの態度は確たるものではなく、諸解釈を生むだけの曖昧なものであつたといふことができよう。

周知のように、二〇年代のフランスと東欧諸国、ソ連との諸同盟条約⁽⁵⁾は、たとえドイツの東欧侵入によつて形骸化しつつあるとはいへ(チェコスロヴァキア分断、親独的ポーランドがソ連軍の自領通過を嫌がついたためソ連軍の戦闘力は実質的に無効になるおそれがあつたこと、など)、依然として法的実効性は有していた。それだけに、三九年に発行されたフランス外交文書 (*Le Livre Jaune Français 1938—1939*) やボネの回想録⁽⁶⁾などは、東欧・ソ連に対するフランスの安全保障上の責任を繰り返して強調しており、それはフランスにとつて戦争回避のための自己正当化の論拠とされる。たしかに、この時期ドイツの東欧侵入の脅威を前にフランスはイギリスとともに、従来にもましてその安全保障上の責任を訴えたのであるが、実際に、フランスが三九年春から夏にかけてポーランド・ソ連に対してとつた態度は、一連の東欧・ソ連についての発言とは矛盾したものであつた。

したがつて、当時のフランスの対東欧姿勢は、安全保障をめぐる公式的発言のみとらえて論ずるのでは不充分であり、そうした一連の義務履行を主張した発言を結果的にはリップサービスに終わらせた実質的な背景についての説明なしには理解しえないであろう。本節以下では、それを経済的次元におけるフランスの対東欧姿勢に焦点を絞つて考察してみよう。

イギリスの対東欧政策が当該地域の政治的・経済的安定維持を目的とするにとどまつたの⁽⁷⁾に対して、第一次大戦後のフランスにとつて、東欧諸国は安全保障面はもとより、経済的関心からもきわめて重要な地位を占めていた。たとえば、東欧一帯に権益を有したシュネーデルグループは、その代表例であるが、⁽⁸⁾従来、そうした二〇年代のフランス資本の対東欧積極姿勢は、三〇年代、ドイツの東欧へのプレゼンスが強まるにつれ、「撤退」姿勢へと転換していつたとされる。⁽⁹⁾これに対して、ティコヴァは、ミュンヘン会談以前の東欧と西欧諸国の産業資本・金融資本との関係を膨大な資料を駆使しながら検討し、

ミュンヘン会談以前に西欧諸国が東欧から撤退していたことを立証する事実はないと指摘している。彼女によれば、東欧諸国は、両大戦間期、西欧諸国の資本投下地として重要な地位を占め、なかでも、チェコスロヴァキアは国際資本の競争地域であつたばかりか、西欧⇨東欧間の貿易上の伸縮地ないし前哨基地として重要な役割をはたしていたのである。それだけに、彼女は、三〇年代国際環境の変化の中で、多くの企業がドイツの国際カルテルのパートナーとしてドイツ経済圏に組みこまれていつたのは確かであるが、それをもつて簡単に西欧資本の「撤退」とするのは危険であると主張したのである。⁽¹⁰⁾

こうした見方は、ジローの論文にもうかがえる。ジローは、シュネーデル銀行がシユコダ工場の利権をチェコ銀行に売却したのが三八年二月であること、三九年三月ポーランド東南部におけるフランスの産業グループによる電化計画、トラックター、戦車製造の下請け契約をルノーがルーマニアの企業と結んだこと、などをあげ、やはり安易に「撤退」と断定することはできないとしている。ジローの指摘の中でとくに興味深いのは、対外問題をめぐつて実業界を「反ナチズム派」と「親ナチズム派」の二派に分け、後者にとつては、東欧から撤退してフランス帝国植民地に活路を見出すことは、「宥和」を合理化することになるとしている点である。⁽¹¹⁾

フリダソンは、こうした最近の研究動向を踏まえ、当時のフランスの経営者は、国際政治のヒエラルヒー状況におけるフランスの地位低下という基本的認識を共有しており、この立場から紛争回避のためには「ヨーロッパ連合」(une union de l'Europe) 形成の追求こそが急務であると考えられていたと指摘する。そして、それは、現実の行動の次元では、フランス経営者層の対外問題をめぐる曖昧さとなつてあらわれたとされる。⁽¹²⁾

以上の諸研究は、一般論として結論するには危険な点も多いが、当時のフランスの経営者層の対外認識をめぐる周章狼狽、無定見ぶりは一応のところ指摘できるであろう。このように経済次元でのフランスの対東欧関係については明瞭な形で問題を指摘できないのが現段階での研究状況である。しかしながら一九七八年から八〇年にかけて公刊されたこの時期を

カバーする仏外交文書においては、本稿にとつて重要と思われる新しい点も多くみられ、以下においてはその部分を中心にフランスの対東欧姿勢について論及してみよう。⁽¹³⁾

先ず、チェコの場合であるが、ミュンヘン協定によつてドイツ(ズデーテン地方)、さらにその後のポーランド(チェシエン地方)、ハンガリー(チェコ東南部)に対する領土割譲によつてチェコ経済は破綻をきたしていた。すなわち、石炭、木材などの天然資源の喪失、主要産業中心地を失つたことによる社会生活への悪影響、国境分断による交通網断絶などにそれはうかがえ、公共部門における収入は実に四〇%も減少したのであつた。この危機的状況にある国内経済の再建を図るためチェコ政府は、英仏に三、〇〇〇万英ポンドの借款を求めた。⁽¹⁴⁾もとより、ミュンヘン協定においてズデーテン地方分離後の処遇については、国際委員会に委ねられることになつており、チェコ政府の要求はその点からすれば英仏が引き受けてしかるべきものであつた。

イギリス政府は、即座に、一、〇〇〇万英ポンドの信用供与をチェコ政府に約す一方、フランスと協力すべくフランス政府にその意向を打診した。これをうけて、外相ボネは、蔵相マルシャンデューにチェコ援助のための調査を依頼したが、その調査報告は、チェコ援助に対するフランスの消極的立場を示したものであつた。一〇月二〇日付けのマルシャンデューの報告は、チェコの対仏債務の蓄積(約七億フラン)とその償還に対する憂慮からくる待機策(チェコからの詳しいデータを待つこと)を主張しながら、将来的展望としては、当面、財政面での協力よりも貿易関係の活発化の方が妥当な対応策であるとしてゐる。したがつて、資金援助については、イギリスと協力しながら数年にわたる段階的財政援助プランを立案することとは必要だが、当面、イギリスの一、〇〇〇万英ポンドの援助で十分だと結論したのである。つまり、フランス政府は、効果の期待できない財政援助を行うよりも、チェコ経済自身の回復と歩調を合わせる形で通商関係を維持していこうという方針を示したのである。⁽¹⁵⁾

さらに、その後チェコに対するドイツの影響力が強まるにつれ（親独⁽¹⁶⁾ホッジャ政権成立、ドイツの関税同盟の申し入れ）、フランスの対チェコ経済援助姿勢は一層消極的になつていくが、それはシュコダ工場の利権放棄を實質的にチェコ政府に強要されて後⁽¹⁸⁾、より明らかとなる。すなわち、イギリスが対チェコ援助をある程度の範囲内で行うことを主張するのに対して、フランスは経済援助の有効性に懐疑的となり⁽¹⁹⁾、ついには、三九年一月一日、大蔵省はフランスがチェコに対して経済援助をするべきか否かという問いを發するところまで対チェコ姿勢を後退させたのである⁽²⁰⁾。

こうしたフランスの対応は、対ポーランド援助問題においてもみられた。三六年九月のランブイエ協定でフランスは対ポーランド援助を約し、この時期までに、八億五、〇〇〇万フランを供与していた。一〇月一日付けの書簡で蔵相マルシャンデューがボネに今後の援助が適切であるかどうかを問うたのに対し、ボネは二五日、最近の情勢（ポーランドの親ドイツ的態度及びチェンシエン割讓など）にかんがみ、援助は不適切だと回答したのである⁽²¹⁾。さらに、その後、フランスの対ポーランド姿勢は、ポーランドの対独接近（三九年一月ベックの訪独）によつて、一層消極的になつていった⁽²²⁾。

一方、チェコ、ポーランド以外の東欧諸国に対するフランスの対応は、主に通商関係のレヴェルでなされた。一月一日から二月一〇日までの間、商務省貿易協定局長エルヴェ・アルファンを団長とする調査団が、ルーマニア、ブルガリア、ユーゴスラヴィアに派遣され（投資、貿易などの調査を目的とする）、二月二四日の報告書をもとにこれら三国に対する交易上の処置が検討された。フランス政府は、それら三国の対フランス債務の存在、フランス工業製品買入のための三国の購買力の弱さ（外貨不足）、農業生産国同士の交易、などの通商上の基本的障害を考慮した上でイギリス同様、これら三国との交易について積極的態度をとることを決定した。すなわち、三九年一月三〇日、三国の代表との交渉において、関税引き下げ、債務割引き、トウモロコシ、小麦などの穀物輸入などの処置をとることが定められたのである⁽²⁷⁾。その方針は、その後各国との交渉、あるいは三九年二月一〇日のユーゴスラヴィアとの通商協定締結に反映されていった⁽²⁸⁾。

以上のようにみると、この時期のフランスの対東欧姿勢は、ドイツの影響力の浸透の程度に応じて、チェコスロヴァキア、ポーランドに対する場合と、ルーマニア、ブルガリア、ユーゴスラヴィアに対する場合とではその趣きは異なっており、後者の場合の方が主に交易関係においてであるが、相対的積極性を示していた。すなわち、前者の場合、当該地域におけるドイツの経済的支配権を前提とした対応であつたのに対して、後者の場合、フランスが未だ経済的にコミットしうる余地があるという認識に立つた貿易振興策だつたとすることができ。

周知のように、この時期はドイツがその膨脹政策の銚を一旦おさめたかにみえた時期であつて、フランスが目立つた対外行動を示さなかつたのは、そうしたドイツの姿勢に対する反応だと考えられるし、また、フランス国内経済の窮状によつてもそれは説明することができよう。しかしながら、この時期、ドイツが漸次東欧一帯に影響力を強めながら（主に経済的プレセンス）、その膨脹政策を行使するための機会を狙つていたことは十分に予測された。それだけに、フランスは、対東欧、ソ連との安全保障上の連帯を強く主張したのであるが、一方で、既述のように、経済面では、一定の対応を講じながらも、肝心のチェコ、ポーランドに対しては、適切な処置をなすことができなかつたのである。すなわち、こうしたフランスの対東欧姿勢は、必ずしも「撤退」と断定しえないまでも、ドイツの東欧における勢力拡大を前にした実質的「撤退」を強く印象づけるものであつたことは否定できないし、結果的に東欧でのドイツのヘゲモニーに対する暗黙の了解を意味したと解釈しうるのである。

一月六日の仏独会談におけるフランス側の東欧問題をめぐる曖昧な態度は、安全保障上の義務と実質的「撤退」という必要事態に悩むフランス首脳のリテイサンス (Léitesance : 敢えて言わないこと) だとすることができよう。

(一) *Le Livre Jaune*, N°163, pp. 220-223, N°168, pp. 228-231, Bonnet, G., *Dans La Tourmente 1938-1948*, Fayard, 1971, p. 24參照。
ボネ自身は、ドイツの東欧におけるフリーハンドを自分は許可したわけではないと主張。一般に、ボネの回想録については、自己弁護の傾向があるときれている。

- (2) 独伊は、この裁定によつて、ハンガリーのチェコに対する領土要求を原因とする両国間の対立をハンガリーに有利な形で解決させた。
- (3) Scherer, A., "Le problème des (maines libres à l'est)" dans *Revue d'Histoire de la Deuxième Guerre Mondiale*, octobre, 1958, pp. 1-25 参照。
- (4) Adamthwaite, "Declaration", pp. 403-406 参照。
- (5) 二一年、対ポーランド条約、二四年、対チェコスロヴァキア条約(対小協商接近)、後に、ユーゴスラヴィア、ルーマニアとも個別に条約締結。
- (6) 前出。
- (7) 兩大戦期のイギリスの安全保障観念は、普遍主義的立場からの連盟を基礎にした集団安全保障。三九年の対ポーランド保障は二〇年ぶりに東欧に對して単独で保障を与えたもの。経済上の特殊条約は存在しなかつた。Deakin, F. W., "Anglo-French Policy in relation to South-East Europe, 1935-1939," dans *Les Relations Franco-Britanniques de 1935 à 1939* (以下、*RFB*と略す) CNRS, 1975, pp. 75-76. 参照。三八年一月二六日、英政府の連絡委員会の報告は、「中・東南欧諸国が、輸出面で、イギリスの市場として殆んど利益関係をもちたこと、イギリスからの輸入額は六〇〇万ポンド以下であること、やむに未払貿易負債蓄積があること」などを指摘。加えて、Leith-Ross, *op.cit.*, p.261. 三八年一月ルーマニア国王カロルの訪英に際しての借款要求に対し、イギリスにとつてバルカン諸国との貿易は困難という認識が示されてゐる。
- (8) ソ連、及びドイツの「間接的侵略」(戦時物資補給のための東欧侵入)の脅威にそなへるといふ安全保障上の関心と結びついて東欧に對する経済的関係は重要であつた。中木康夫『フランス政治史』中巻、未來社、一九七五年、四一頁以下。Fohlen, C., *La France de l'Entre-deux-guerres (1917-1939)*, Casterman, 1972, p. 68, p. 78 参照。工業品輸出と結びつく産業投資主体の資本主義化。また、三〇年代に入つて三二年ストレーザ経済會議におつて中・東欧諸国への援助が合意をみたつて、三三年シヤペネルのタニユーブ河流域諸国広域貿易連合提案がなされた。Néré, *op.cit.*, p.108, pp.145-148 参照。Komjathy, A. T., *The Crises of France's East Central European Diplomacy 1933-1938*, Columbia University, 1976, p.221.
- (9) Kaiser, David, E., *Economic Diplomacy and the Origins of the Second World War*, Princeton University Press, 1980, Troignon, Y., *La France au XX^e siècle*, Tome I, Bords, 1968, p.183.
- (10) Teichova, A., *An Economic Background To Munich*, Cambridge University Press, 1974, p.378, p.381, and "Munich 1938, une réappréciation économique", dans *Munich 1938*, Institut National D'Études Slaves, 1979, pp.153-168 参照。
- (11) 前者、ロスチャイルド。後者、ザール銀行、インディナ銀行。Girault, R., "La décision gouvernementale en Politique extérieure," dans *Chef de gouvernement Daladier*, Fondation Nationale des Sciences Politiques (以下、*FNSP*と略す), pp.204-227 参照。
- (12) Fridenson, P., "Le Patronat français", dans *La France et Les Français*, FNSP, 1978, pp. 139-157 参照。
- (13) 本稿においては、チェコスロヴァキア、ポーランド、ルーマニア、ブルガリア、ユーゴスラヴィアを総称して「東欧」とする。

一九三八年二月六日仏独声明

四七 (九九九)

- (14) *DDF X*, N°125, pp.219-221 参照。フランスは外債の用途として三つ挙げた。(一) スターチンからの難民救済、八〇万人(二〇万家族)への補償、
 (二) 鉄道、道路建設、(三) 財政改善。
- (15) *DDF X*, N°61, pp.115-116 参照。イギリスの提案をめぐって「〇〇〇万英ポンドを半分ずつ両国が負担する」と、チェコの負債軽減を決定。
- (16) *DDF X*, N°21, p.36, N°41, pp.84-85, N°61, pp.115-116, N°89, pp.171-172, N°121, p.231, N°134, pp.268-269, N°237, pp.430-432, N°268, pp.477-478 参照。
- (17) *Ibid.*, N°175, p.333, ナチ政府を危険視、援助総額を抑えた。
- (18) *Ibid.*, N°228, pp.417-418 参照。二月二六日、国有化はもとまで迫られた。
- (19) *Ibid.*, N°237, pp.430-432, N°252, pp.466-467, N°325, pp.581-583 参照。イギリスは六〇〇—八〇〇万ポンドの援助を主張。フランスは交渉段階に戻すことを主張。
- (20) *Ibid.*, N°396, p.714。
- (21) *DDF X*, N°30, pp.52-55, N°126, pp.222-223 参照。ポーランドをめぐってはハチエット(Hachette)グループが影響力をもちた。
- (22) *Ibid.*, N°214, p.368。
- (23) *DDF X*, N°272, p.494, N°268, pp.489-490 参照。
- (24) *DDF X*, N°278, p.480。
- (25) *DDF X*, N°220, pp.403-407, N°340, pp.610-612, N°451, pp.815-817 参照。加えて、ルーマニアの原油価格がアメリカ産原油価格に比べて二五% 割高であることを指摘された。
- (26) *Ibid.*, N°431, pp.782-783, N°451, p.817 参照。イギリスはこれら諸国との交易に一定の利益を認めていた。
- (27) *Ibid.*, N°461, pp.831-832 参照。トウモロコシについては「当時フランスの国内需要にあっていたインディシナ産のトウモロコシを第三国へ、また小麦とトウモロコシの輸出するのを前提にわれら三国からの輸入が決定された。」Adamtwaite, A., *France and the Coming of the Second World War* (以上 *France* と題) Frank Cass, 1977, p.275。一連の諸決定は二月になつても実現されなかつたと指摘される。
- (28) *DDF X*, N°17, pp.26-27, N°89, p.162, N°320, pp.570-573 参照。ルーマニアからの石油、農産物輸入、三八年二月六日のブルガリアとの協定をめぐって通商関係、また、ギリシヤに対する信用供与などが検討された。
- (29) *DDF X*, N°465, p.896。ナチ経済はドイツの支配下にあるという報告。
- (30) *DGFP*, No. 383, p.494。ドイツ側の文献において「二月七日駐独大使クルロンドルが、一月二六日のボネの議会における東欧を擁護した演説に対するドイツ側の質問に答えた。「フランスは東欧での利益を追求するのは困難である。」という発言にもそうした認識はみられる。

四、仏独経済交渉——対独経済有和の志向——

ドイツ代表団のパリ訪問中の十二月七日に仏独両国代表者間で行われた経済会談については、従来の諸研究ではあまり注目されることがなかった。改めて言うまでもなく、この経済会談とそれを端緒とするその後の一連の仏独間経済交渉が具体的成果をもたらさなかつたことからすれば、この経済会談に与えられる歴史的意義は、単なる仏独間の緊張緩和の志向の表われであるにすぎないであろう。しかしながら、帝国主義諸国間の和解という有和政策の本質的一側面に注目しながら連繫^{コンネクション}の観点から考察すると仏独経済会談と一連の経済交渉は重要な問題を提起しよう。以下においては、仏独外交文書を参照しながらこの点について考察する⁽¹⁾。

この一二月七日の経済会談を端緒とする仏独経済交渉は、三九年二月頃から活発化し、三月には両国経済協力の全般的プランシートがフランス側から提示されるまでに至つたのだが、三月一五日のドイツのチェコ侵攻によつて、結局、諸提案は実現されなかつたとされる。それは、いわば「幻想の経済協力」の試みであつた。一二月七日仏独会談において討議された重要問題は、ドイツ商品のフランスへの輸入増加、フランス商品のドイツへの輸入増加、仏領植民地とドイツ間の貿易振興、両国経済グループ間の協調促進、他の諸国における仏独経済協力、などについてであつた⁽²⁾。これらの問題は大きく分けて二つの問題、すなわち、両国間の直接貿易、植民地及び第三国をめぐる両国の経済協力を整理することができよう。

第一に、両国間の直接貿易に関しては、基本的に両国間の貿易構造が類似していること（同レヴェルの工業国間の交易）によつて多くの困難が予想された。一二月の会談においても、フランス側は、ドイツ工業製品輸入がフランスにとつて多くの犠牲をとまらうことを憂慮して消極的立場を示したが、一方、ドイツ側も、フランスの過剰農業生産物輸入について具体的生産品名（ワイン、野菜）をあげ、それらがドイツにとつて当面輸入の必要がないことや片貿易の懸念（ドイツ側の一方的輸入

増大)を理由として難色を示したのであつた。⁽³⁾従つて、このレヴェルでの両国の妥協が必要であつたが、仏独外交文書を比べると、相対的にフランスの方が積極的であつたようにみえる。たとえば、独外交文書によると、やや一方的にドイツ側がフランス側の輸入割当調整が必要だとしているのに対して、仏外交文書によると、フランス側はドイツ側の輸入が規定の輸入割当量の一部にしか達していないとしながらも、ドイツ産品輸入奨励のための保険金制度の導入、フランス側の輸入増大のための補償協定の締結などを問題としている点にそれはみられる。⁽⁴⁾

三九年初めから開始された仏独間の経済交渉は二月一八日のコークス・石炭(交換)協定⁽⁵⁾、三月一〇日のフランススズデール・テンドイツ領間の貿易協力協定⁽⁶⁾により具体的な形で結実していつた。そして、二月二五日の各省連絡経済委員会の報告をもとに、⁽⁷⁾ドイツ軍のチェコ侵攻直前の三月一日、フランスは両国交易に関する提案を行なつた。それによると、フランスは、ワイン、種子、カゼイン、卵白、馬、果実、ミルク、などをドイツに輸出(販売)し、ドイツから合成硝酸塩(最低、五万トン、五、〇〇〇万フラン)輸入(購入)し、工作機械や科学機器など(九、五〇〇万フラン)を発注することが定められていたのである。⁽⁸⁾

第二に、仏領植民地及び第三国における両国の経済協力についても、フランス側からの妥協によつて一定の前進がみられた。いうまでもなく、仏領植民地における経済協力については、フランス側は基本的に同意しながらも、自らの利益を大きく侵害される形で協力が推進されることは望まなかつた。二月七日の会談においても、植民地に関しては、フランス側は自らの権利を優先するという条件を付しているし、⁽⁹⁾三九年二月二二日の経済交渉においても、フランス代表ポームは植民地での経済協力に関しては悲観的立場から明確な発言を避けている。⁽¹⁰⁾しかしながら、政治的緊張緩和のためにドイツの要求がある程度満たす必要があるという配慮⁽¹¹⁾から、フランス側は先の三月一日の提案において、コナクリ鉱山開発(仏領ギニア)、紙材パルプ用アンブレラトゥリー開発計画、イミニ・マンガン鉱山開発(モロッコ)へのドイツ側の参加を呼びかけたので

あつた。⁽¹²⁾

その他の第三諸国における経済協力については、直接貿易、仏領植民地をめぐる協力に比べて両国は相対的に一致した対応を示したといえよう。一二月七日の会談においては、大規模開発を必要とする経済後進地域として南アメリカ、東南欧（Southeast）、バルカン地域があげられており、具体的には、南アメリカ港湾開発、バルカン諸国の大規模道路建設、などをめぐる両国の協力が議題に上つた。さらに、これらに加えて、スペイン（経済再建）やアフリカ（港、鉄道）も両国経済協力の対象地域として加えられたのであつた。⁽¹³⁾

三八年末から三九年三月にかけての仏独経済交渉をめぐるフランス側の特徴は、ドイツに対する帝国主義的性格を帯びた妥協にあつた。すなわち、それは、先にみたようにドイツとの直接貿易実現のためにはある程度の犠牲をも辞さなかつたこと（輸入割当の調整、ドイツ産工業製品購入）、また、直接的利害関心の相対的に少ない地域におけるドイツの経済進出を一定認めようとしたこと、によつて指摘することができる。とくに、後者については、経済的未発展地域をめぐる高度に発展した資本主義国間の利害調整という側面が明瞭にうかがわれる。

以上のような一連の仏独間経済交渉は、この時期のフランスの宥和外交においてどのように位置づけられようか。それは、また、イギリスとの比較でどのように捉えることができるか。

イギリスの対独宥和政策の考察に際しては、それを「政治的宥和」と「経済的宥和」という二つの次元に分ける見方がある。「政治的宥和」とは、ドイツの膨脹主義に対して主に権力政治的配慮から譲歩を行うもので、その意味では、ミュンヘン会談は「政治的宥和」の頂点とされる。一方、「経済的宥和」とは、たとえば、三九年一月二八日の東南欧諸国をめぐる英独石炭協定（ヨーロッパ石炭輸出中の両国のシェア確定）に最も明瞭に示されるように、ドイツを貿易上のジュニア・パートナーとして位置づけ、政治的緊張緩和と経済的緊張緩和を連繫させようという企図とすることができる。⁽¹⁴⁾これに対

して、フランスの場合、東欧においてはイギリスとは違い、兩大戦間期経済的に深くコミットしていたがゆえに、東欧を介した対独関係の在り方は基本的に異なっていたと理解されるのが一般であり、最近に至るまで、フランスの「対独経済宥和」については殆んど議論されることがなかつた。⁽¹⁵⁾

しかしながら、既述のようなフランスの対独経済協力にみせた姿勢、また、この仏独経済交渉を単に経済レヴェルでの接近にとどめることなく、欧州全体の平和、政治的問題及びその他の問題と関係させて位置づけようという企図は、イギリスにならつたフランスの「対独経済宥和」であつたとすることができよう。また、そうしたフランスの「対独経済宥和」の志向は、ドイツ側にも充分に意識されていたと考えられ、仏独経済交渉の責任者であり、独外務省経済政策局長ヴィールの二月二七日付けメモランダムにおける「フランスが経済協定によつて政治的緊張緩和を達成しようというイギリスの計画を支持しようとしていることは興味深いことである」⁽¹⁷⁾という記述に明瞭である。

このように、フランスの「対独経済宥和」の志向を指摘した上で、前節でみたルーマニア、ユーゴスラヴィア、ブルガリアに対するフランスの対応(交易拡大策)を考慮すると、それは、ドイツをジュニアパートナーとして相互の経済協力を図りながら、他方で、ドイツの排他的市場支配を防ごうというイギリスと同様の狙いをもつたものと考えられることもできよう。とするならば、フランスにとつてこれら三国との交易はイギリスの三角貿易構想(イギリス、フランス、オランダがドイツに対して借款を行ない、ドイツはこの外貨をもつてバルカン諸国からの輸入支払いにあて、バルカン諸国はこうして得た外貨をイギリスの輸入にふりむける)と類似の構想、あるいは、そうしたイギリスの企図を円滑にするための補助手段として考えられていたのではあるまいか。⁽¹⁸⁾

(一) 一九八〇年に公開された仏外交文書(DDF XV)と独外交文書の両者間には、文書の選択及び内容の点で符合しない部分がある。

(二) DDF XV, N°116, p.205, N°155, p.266参照。フランス側の閣内報告の仏独関係の基本点も同内容である。DGF, No. 371, pp. 477-480参照。

- (c) *DGFP*, No.382, p.493. 二月六日、ドイツ外相とフランス大使の会談においてドイツ外相は、仏独貿易はフランス側の輸入が不十分であることにより困難をきたしつゝを指摘した。
- (4) *DDF XW*, N°155, pp.267—268参照。二月二〇日H報告。
- (5) *Ibid.*, N°143, pp.248—249参照。
- (6) *Ibid.*, N°341, p.599.
- (7) *Ibid.*, N°214, pp.378—380参照。この報告と三月一日に提出された報告(独文書)とでは、数字が異なっている。
- (8) *DGFP*, No.397, p.511. 他に、揮発性植物油、米、バナナ、脂肪、タバコ、鉱山用木材、枕木、ガボン産マホガニー材、他の工業製品などが含まれる。
- (9) *DDF XW*, N°341, p.599. また、西国の工業代表による会談開催が問題にされる。
- (10) *DGFP*, No.371, p.480.
- (11) *Ibid.*, No.388, p.500.
- (12) *Ibid.*, No.391, p.504.
- (13) *DDF XW*, N°214, pp.379—380参照。 *DGFP*, No.393, pp.505—506, No.398, p.512参照。
- (14) *DDF XW*, N°155, p.268, N°272, p.489. *DGFP*, No.371, p.481, No.389, p.501, No.394, p.507参照。ドイツ側の三月七日の記録によればドイツはスズインにおける協力に関しては消極的であった。
- (15) 諸国とは、ハンガリー、ルーマニア、ブルガリア、ユーゴスラヴィア、ギリシヤ、トルコをさす。当時のイギリス政府の用語法に従う。
- (16) *Durselle, J.-B., La Décadence 1932—1939, Imprimerie nationale, 1979, p.381, Adamthwaite, France, p.297*参照。デュロセルは、フランスの対独経済宥和に就いては否定的立場。これに対して、アダムスウェイトは肯定的立場を示す。
- (17) *DDF XW*, N°116, p.204, N°155, p.266, N°248, p.448参照。
- (18) *DGFP*, No.388, p.498. 欄外注参照。
- (19) *Gilbert & Gott, op. cit., p.194.*

五、仏伊対立の問題点

ミュンヘン会談は、フランスの宥和政策が「四国協調」へと大きく一步を踏み出す劃期となつた。フランスの対独接近姿勢はこうした観点から一層明瞭に位置づけることができるが、一方、イタリアとの関係においても、フランスは両国関係の緊

張緩和に積極的姿勢を示した。それは、一〇月三日の対伊外交関係回復表明、同月四日のイタリアによるエチオピア支配の承認、さらに、三二年來駐独大使を勤めたフランソワ・ボンセの駐伊大使就任、などの事実によつて明らかである。これに対して、イタリアの態度は決してフランスにとつて友好的なものとはいえなかつた。もとより、イタリアが地中海方面の野心に執着している限り英仏との軋轢は不可避であつて、この時期においても、イタリア軍のアビシニア侵攻やスペイン内乱への干渉などの問題が両国関係を影を落としていたのであるが、イタリアの帝国主義的野心やイタリア国内の反仏的キャンペーンはフランスにとつて大きな不安の種であつた。⁽¹⁾ こうしたイタリアの姿勢は、一〇月一七日、駐伊代理公使ブロンデルの駐仏イタリア大使をいつ派遣するかという問いに対して、伊外相チアノが確たる言質を与えなかつたという事実⁽²⁾やイタリアが仏伊間の對話に熱意を示さず、両国間の未解決問題をめぐつて新たな要求をつきつける機会をうかがつて警戒したブロンデルの報告⁽³⁾によつて明らかに示されよう。

このようにみると、一月三〇日のチアノの演説によつてイタリアの反仏的態度が明らかとなるまでの間、仏伊関係はフランス側の両国関係の緊張緩和に対する積極姿勢とそれに対する冷淡かつ曖昧なイタリア側の対応によつて特徴づけられる。概して、本節でみる仏伊対立は、イタリア側の強硬な対仏要求に刻印されていたといえよう。

この時期、仏伊対立の基本要因としては、スペイン内乱と北アフリカ植民地をめぐる角逐を指摘することができる。

第一に、スペイン内乱をめぐる対立である。三六年七月、スペイン内乱が勃発するや、独伊はフランコを支持、列強の不干渉政策（独伊は不干渉委員会構成国）にもかかわらず、軍事援助を続行した。⁽⁴⁾ 一方、フランスにとつて、スペインにおけるファシヨ的フランコ政権成立とイタリアのプレゼンス拡大は、戦略的、政治的、経済的に大きな脅威であつた。すなわち、フランス本土と北アフリカ植民地との交通路にあたるバレアル諸島（スペイン領）をファシスト陣営に押さえられること、周囲をファシスト国家によつて包囲されること、スペインの資源をファシストに掌握されること、などが懸念された。

三八年秋、スペイン国内は二年以上の長期にわたる内乱によつて、もはや混乱を極め、平和を希求する声が大きくなつていた。一般に、内乱の見通しは、共和派の絶望的状况によつて平和はフランコ軍の独裁によつてのみ可能とみられており、⁽⁶⁾ こうした状況下で開催されたミュンヘン会談は、結果的に、スペイン内乱の終結を早めることになつた。というのは、共和派ネグリン政府は、この会談の結果に落胆し、スペインが第二のチェコとなつて大國の犠牲になることをおそれ、一月二日、フランコに対して国土が破壊されないうちに戦闘を停止する意志の有無を打診すると同時に、他方で、國際旅団の解散を命じたのであつた。⁽⁷⁾

ミュンヘン会談後翌年二月に至るまでの時期、仏伊間の接触においてスペイン問題を障害の一つとして強調したのはイタリア側であつた。このスペイン内乱がイタリアにとつて大きな対外的関心事の一つであつたことは、チアノがその日記において再三スペインの状況に触れていることによつても明らかであろう。フランコとイタリアの關係は、必ずしも一枚岩的なものではなかつたにせよ、イタリアはスペインにおける經濟的利害関心と戰略的配慮からその關係を重んじていた。⁽⁸⁾ したがつて、仏伊接觸において、イタリアが主張したのは、フランス政府がフランコ政権に対して支持を与えること、すなわち、フランコ政権に対する交戦權承認と共和派に対する援助停止であつた。⁽⁹⁾ しかしながら、これに対してフランス側はイギリスと見解を異にし、非妥協的姿勢を示したのである。たとえば、一月一六日、英伊協定発効により、イギリスは、スペイン問題はフランコ軍の勝利という形で解決したという立場をとつたが、フランスは、そうした対応はイタリアの地中海支配を容認するものとしてイギリスと袂を分つたこと、⁽¹⁰⁾ また、一二月二四日の英仏會談において、イギリス側がフランコ政権に接近し、イタリアと同歩調をとろうとしたのに対して、フランス側は、フランコ政権との正常關係樹立は現段階では困難であり、スペイン問題はスペイン人自らの手によつて解決することが望ましいという立場をとつたことに⁽¹¹⁾ それのみられる。

三九年に入つてからもフランスは依然共和派支持の立場をとり続け、フランコ政権を最終的に承認したのは漸く二月二四

日になつてであつた(三月二八日フランコはマドリードを占領)。二月二五日、ベラルルジョルダーナ(Béat-Jordan)協定によつて懸案の在仏スペイン財産に対する保障が認められ、三月二日、ブルゴスに初代フランス大使ベタンが派遣された(このフランスの態度はイタリアがフランコ勝利によるスペイン内乱終結が仏伊交渉の前提であるという立場をとつたことの反映であらう)。

仏伊間の対立の第二の問題は、仏領アフリカ植民地をめぐるものであつた。この問題は仏伊対立において、スペイン問題よりも遙かに重要な性格、すなわち、植民地をめぐる帝国主義列強間の対立という性格を帯びたものであつた。スペイン問題が、フランスにとつて大きな脅威を伴いながらも一応の解決をみたのに対して、この問題は終始重要な問題であり続け、スペイン問題解決後は一層その重要性を増していつた。⁽¹³⁾

三八年一月三〇日、イタリアは仏領植民地をめぐる反仏的姿勢を明らかにしたが、イタリアの対仏要求がいかに民族の歴史的欲求という粉飾をほどこされたものであつたにせよ、それは、ファシスト政権の対外膨脹主義政策特有のきわめて機会主義的⁽¹⁴⁾性格を有したものであつた。すなわち、イタリアは一月にチュニス、コルシカ、ジブチ、サヴォイ、ニースを具体的対象地域として挙げてゐるにもかかわらず、三九年一月になつて、サヴォイ、ニースはアルプスを越えた領土であることを理由に要求項目から外していること、⁽¹⁵⁾チアノの日記の三八年中の部分に對仏要求に關する具体的言及がなされてゐないこと、さらに、フランス側が三九年二月、三月になつて、イタリアの要求がどんなものになつていくのであらうかという懸念をもち始めたことなどに、⁽¹⁶⁾それはみられるであらう。

ともあれ、イタリアの要求は概ね以下の通りであつた。すなわち、コルシカの自治、独立、併合、チュニジアにおけるイタリア系少数民族に對する法規(待遇改善)、ベイによる自治、イタリアによる保護国化、ジブチにおける自由港、鐵道權益獲得、植民地共同統治、スエズ運河経営への實質的参加、ベルグラードとの協定(ザロニカに對するセルビア人の要求支持、對アルバニア關係解決)⁽¹⁷⁾であつた。

この対仏要求をめぐつてイタリア側の示した姿勢は一貫して強硬姿勢であつた。それは、一月三〇日の議会の反仏的演説に追い討ちをかけるように一二月一七日には三五年協定破棄を表明したこと、⁽¹⁸⁾また、三八年一二月、三九年一月、フランス側の交渉の申し出に対してもイタリア側はスペイン問題の解決(フランコ勝利)を優先する立場からこれを拒否したことなど⁽¹⁹⁾にうかがい知ることが出来る。このイタリアの反仏的姿勢は、ムッソリーニの個人的感情に発するものであつたばかり⁽²⁰⁾か、イタリア世論(新聞)のフランスに対する敵愾心によつても助長された⁽²¹⁾。

こうしたイタリアの態度に対してフランスの対応はどのようなものであつたらうか。いうまでもなく、フランスにとつて植民地の存在は戦略的、経済的観点から重要な地位を占めたのであり、それ故、「フランス帝国防衛」にとつて植民地との連帯強化は不可避であつた。三九年一月の北アフリカ植民地における演説でダラディエが「帝国(われらが共同体)の一体化」を強調したこと⁽²²⁾にそれは明らかである。それだけに、フランスはイタリアの要求に対して強い反発を感じながらも、決定的対立を避けようと慎重を期したのであつた(当時の外務省内の報告は断固たる態度を示すことと共に冷静な対応を促している)。ことに、チュニジア、ジブチ、スエズ運河などの諸権益については、フランスの方が相対的に利害関心を強くすることが意識されたのであるが、表面的には、イタリアに対して交渉を行う姿勢を崩さなかつたのである⁽²³⁾。

そうした配慮の一方で、フランスは仏伊関係改善のために、イギリスに大きな期待をかけた。フランスはイギリスとの連帯を強く主張しつ⁽²⁴⁾つ、英伊接近(英伊協定発効)をテコにしたイギリスの圧力による対伊牽制を狙つたとみられる。それは、一二月三日、駐伊フランス大使フランソワ・ボンセが、イタリアが対仏要求姿勢を硬化させることは戦争を惹き起こすことになる⁽²⁵⁾とイタリアに警告するよう駐伊イギリス大使パースに対して要請した事実によつて示されよう。

三九年になると、フランスは諸権益について譲歩し始めた。三九年二月二日、ダラディエの命を受けたボードウィン⁽²⁶⁾は非公式にイタリアと交渉を行つたが、ここでボードウィンが提示したのは、ジブチにおける自由圏地域拡大、港の共同管理、

エチオピアにおける鉄道譲渡、チュニジアにおける一九三五年協定の修正などの諸妥協案であつた（これに対するイタリア側の反応はフランス側の申し出を「考慮に値する」という一定の評価を認めたものだ⁽²⁶⁾）。このフランス側の譲歩の直接的原因としては、チュニジア・リビア国境における仏伊間の軍事的緊張があると考えられる。二月初旬、イタリアは六万人の兵を召集し、その多くをリビア国境に配属した。一方、フランスもこれに対抗して軍事力を動員、この時期、北アフリカにおける仏伊間の緊張は急激に高まつていたのであつた⁽²⁷⁾。

その後、四月、五月のフランス側からの接触にもかかわらず、イタリア側の反発によつて両国間における公式交渉はついに実現しなかつたが⁽²⁸⁾、両者が最終的に妥協をみなかつたのは、在チュニジアイタリア系住民の待遇問題をめぐつてであつた。イタリアは、一九世紀植民地政策の遺産である一八九六年の協定（フランス、イタリア、チュニジア間で取り決められた、交通、職業、商売の自由などを含む平等な市民権行使、及び学校、国籍に関する特権を認めた協定⁽³⁰⁾）の延長を要求していた。特に、この協定の中で問題となつたのは、イタリア系住民の国籍問題、すなわち、彼らがイタリア国籍を保持することをフランスが承認するか否かという点であつた。先の二月のボードウィンとの会談でチアノがチュニジアに関するイタリア側の要求は、イタリア系住民がイタリア国籍を保持しうる権利につきるとしている事実が、そのことを明瞭に示しているであらう⁽³¹⁾。

フランスが、この点について断固として譲らなかつたのは、それがイタリアによるチュニジアの領土併合のための絶好の口実（チュニジアのズデーテン化）を与えることになるかと判断したためと考えられる。すなわち、それは、二月二七日、フランス・ボンセが駐伊イギリス大使バースに「ジブチとスエズ運河の問題はそれほど重要ではなくなつたが、チュニジアへのイタリア系入植者の増加は、ムッソリーニに新たな対仏要求を突きつけることになる。……移民問題が両国の和解にとつて決定的障害となつている」と指摘している事実⁽³²⁾、また、フランスが領土割譲の意志を全くもたないことを再三主張し

ている事実をもつて示されている。

- (1) *DDF* M, N°33, pp.59—61, N°91, pp.157—158参照。
- (2) Ciano, G., *Ciano's Diary 1937—1938*, vol. I Methuen & Co. LTD, 1952, p.179. イタリア語版は一九四八年出版。
- (3) *DDF* M, N°287, p.506.
- (4) この問題に関するフランス側の対応については、平瀬徹也「フランス人民戦線をめぐる諸問題」、山本桂編『フランス第三共和政の研究』、有信堂、一九六六年、所収参照。イタリアの軍事援助はドイツのそれを遙かに凌いだ。
- (5) ノランコ(マンロヌ)政府対ネグリン(バルセロナ)政府の対立にとどまらず、ブルゴス政府内においてもフランコ派対反フランコ派の対立がみられた。
- (6) *DDF* M, N°28, p.48, N°112, pp.201—202参照。
- (7) 十一月五日、バルセロナで送別式。この頃、ソ連も英仏との協力に見切りをつけ、国際義勇軍の引き揚げを決定したといわれる。
- (8) Ciano, G., *Ciano's Diary, 1939—1943*, vol. I William Heinemann, 1947, p.33. チアノは、三九年二月、エプロ河、バルセロナ、イラの各戦闘を通じてイタリアの地中海帝国の基礎は築き上げられたとしている。
- (9) *DDF* M, N°33, p.61, N°287, p.505, N°379, p.745, etc.参照。
- (10) *Ibid.*, N°314, pp.581—582参照。
- (11) *Ibid.*, N°390, p.768.
- (12) *DDF* M, N°375, pp.663—664, *DDF* M, N°203, p.361, N°211, pp. 372—374参照。Bonnet, G., *Défense de la Paix*, vol. I, *Fin d'une Europe*, Cheval Allé, 1948, pp. 80—90参照。
- (13) *DDF* Vol. W, No.381, p.333. 三九年三月二十六日、ムンソーリーニはファシスト党(ファッショ戦闘団)誕生三〇周年の記念講演で、スペイン問題より「チオニス」・シブチ・スホスが解決されるべき問題となったと主張した。
- (14) *Catalano*, F., "Les Ambitions Mussoliniennes et la Réalité Economique de l'Italie", dans *Revue d'Histoire de la Deuxième Guerre Mondiale*, N°76, oct., 1969, p.16. ノロミニ支配はイタリアの経済にとって益するところは少なかつた。それどころか、膨脹政策は国内経済を更に圧迫した。Smith, D. M., *Mussolini's Roman Empire*, Penguin Books, 1977, p.135. 充分な社会的環境(住居、職場)も整わないうに婦民を奨励した例。
- (15) Ciano *op. cit.*, Vol. I, p. 8.
- (16) *DDF* M, N°46, p.81. *DDF* P, Vol. W, No.276, p.35. 三九年三月二日、ボネは駐仏イギリス大使フィアスにイタリアの要求が何なのか分からな

一九三八年十一月六日仏独声明

五九 (一〇一一)

と云ふらしい。

- (17) Ciano, *op. cit.*, Vol. I, p. 8.
- (18) *DDF XV*, N° 3, pp. 4—5, N° 76, p. 149, N° 166, pp. 321—322, N° 169, pp. 325—326, N° 172, pp. 328—329 参照。
- (19) *Ibid.*, N° 215, pp. 394—398, N° 270, pp. 491—492, N° 373, p. 660 参照。
- (20) *Ibid.*, N° 434, pp. 789—793, N° 442, pp. 803—804 参照。
- (21) *Ibid.*, N° 181, p. 342, N° 307, pp. 552—555 参照。
- (22) Daladier, E., *Défense du pays*, Flammarion, 1939, pp. 110—132, *DDF XV*, N° 26, p. 48 参照。フランス国内ではダラディエとボネの間で見解の不一致がみられた。
- (23) *DDF XV*, N° 158, pp. 306—308, N° 85, pp. 166—168 参照。たとえば、スエズ運河持株数はフランスが二〇万八、〇〇〇株、イタリアは二、七一九株をもつたすぎないこと、チュニジアについては、二〇世紀に入つて、イタリア系住民の相対的低下(一八八一年、私人一七〇〇人、伊人一万一千二百人、一九三六年、私人一十万人八千人、伊人一十九万四千人)、また、所有地は、伊人一十七万七千ヘクタール、私人一六十三万ヘクタール。イタリア系住民の生活条件も多くはフランス人に負つてゐる。
- (24) *Ibid.*, N° 53, pp. 99—100, N° 172, pp. 328—329 参照。
- (25) *DBFP Vol. W*, No. 471, pp. 468—469 参照。
- (26) Ciano, *op. cit.*, Vol. I, pp. 20—21 参照。 *Les Evénements VI*, pp. 2059—2060 参照。 *DDF W*, N° 46, p. 79, N° 62, pp. 107—108, N° 131, p. 230, N° 233, p. 417 参照。チアノ日記と仏側文書ではフランスが異なる。仏側資料では、ホードウィンはたしかに一連の譲歩を示唆しているが、全体を通じてはフランスの利権擁護の姿勢を崩していない。いずれにせよ、その後の二月一六日、二八日付の文書ではこれらの点についての譲歩が述べられている。なお、一九三五年協定はラヴァルの対伊有和として悪評高いが、仏側の文書によると、植民地をめぐるイタリアの権利を定めた一九一五年協定の失効と一八九六年協定による拘束からチュニジアを解放させるという積極的側面をも併せもつた。三五年の協定は、一八九六年の協定でチュニジアのイタリア人に認められてゐる特権的地位(*statut privilégié*、国籍維持など)を一九四五年以降一九六五年にかけて次第に廃止することを定めていた。したがつて、イタリアは一八九六年協定の延長あるは三五年協定の修正を要求したと考えられる。
- (27) *DBFP Vol. W*, No. 329, p. 308, No. 331, pp. 311—312, No. 334, pp. 315—316, No. 346, pp. 325—326, *DDF XV*, N° 82, p. 148, N° 121, pp. 216—217, N° 138, pp. 242—243 参照。
- (28) Ciano, *op. cit.*, Vol. I, p. 78, p. 85 参照。
- (29) *DDF XV*, N° 233, p. 417, *DBFP Vol. V*, No. 570, pp. 611—614 参照。五月二〇日の英仏会談におつて、フランスはイタリアのチュニジアに関する要求については譲歩できなかと主張。シブチ自由港、シブチ鉄道のエチオピアに属する部分についてはイタリア軍のリビア撤収を条件として譲歩可能

であるとした。一方、イギリスは独伊離間のためイタリアを英仏側にひきこむことが可能だとしてフランスと異なつた見解を示した。

(32) *DDF*, III, N°124, p.216, *DDF*, XV, N°62, p.108参照。

(33) Ciano, *op. cit.*, Vol. I, p.21.

(34) *DBFP*, Vol. W, No.345 p.325.

(35) *DDF*, XV, N°46, p.75, N°94, pp. 171—172, N°233, p.417, *DGFP*, No.375, p.485, No.379, pp.490—491, No.382, p.493参照。

六、仏伊対立と仏独声明

前節でみた仏伊間の緊張は、この時期の四国関係にどのような波紋を描いたのであろうか。以下においては、この点について本稿のテーマである仏独会談とこの時期のフランス外交によつて大きな意味をもつたと考えられる英伊協定発効（英伊接近）を軸に考察してみよう。

第一に、仏独会談にみられる仏伊対立の影響である⁽¹⁾。

この仏独会談は、フランスにとつて仏伊間の緊張緩和のための梃子として据えられていた。会談に先立つ二月五日のラデイエの覚書きにおいては、イタリアに対するドイツの対応の確認、また、ドイツがイタリアに対して穩健かつ慎重な行動をとることによつて緊張緩和を期待しうることが述べられており、そうした意図は、会談において仏伊関係がきわめて重視され、フランス側が仏伊対立の詳細にまで言及し、ドイツ側の意向を打診しているという事実⁽²⁾に反映されている。すなわち、フランス側は、地中海域における事態の推移に多大の不安を感じていること、特に、チュニジアのイタリア系住民の待遇をめぐつてイタリアと対立していること、フランスはその対応策として、領土割譲の意志は全くないが、チュニジアのイタリア系住民の地位に関する問題については早急にも議論の用意があること、さらに、フランスが仏伊間における協定締結の意志をもっているのに対して、イタリアは具体的問題提起を行おうとしないこと、などをドイツ側代表に伝えている。

これに対するドイツ側の態度は、ドイツ側の文献によれば、詳しい事情説明をイタリアから受けていないことを理由に、

明確な意見は述べられないとしながらも、チュニジアの少数民族(イタリア系住民)問題についてフランスの寛大な処置を望むこと、イタリア問題について直接的な関心をもたないとはいえ、イタリアとの協調は重んじなければならぬことなどを伝えるにとどまり、イタリア支持を強く相手に印象づけることは避けたのであつた。⁽³⁾一方、フランス側の文献によれば、リップントロップは二つのグループ(独伊—英仏)間には協調を妨げるものはないこと、二つの枢軸の協力が可能であることを言明しており、その発言をフランス側は仏独関係の改善が仏伊関係の将来に好影響を及ぼしうると解釈したのであつた。⁽⁴⁾

ここには仏独外交文書の間でのニュアンスの相違が指摘されるが、それは仏独両政府のこの会談に臨む意思の違いでもあろう。ドイツ側は仏独間の緊張緩和をフランス政府に強く印象づけることによつてフランスがそれを拡大解釈しうるような態度を敢えて演出したと考えられる。一方、フランスは、そのようなドイツのアンビバレントな対応をもつばらフランスに有利な展開を導く方向にむけようとしたと考えられるのである。すなわち、二月六日の仏独会談におけるフランス側の一つの意図は、仏独接近の副産物としてドイツの仲介による仏伊関係好転への大きな期待にあつたとすることができよう。第二に、三八年四月一六日に調印された英伊協定の発効⁽⁵⁾についてである。フランスの強い反対によつて即座には発効されなかつたこの協定は、三八年一月一六日漸く発効した。この発効に際しては、イタリア側の積極的態度が顕著であつた。イタリアは、ミュンヘン会談後、スペインからその義勇兵一万人を撤退させたのであるが、それは、スペイン問題解決が協定発効の必要条件とされていたためであり、イタリアはこの撤退によつてスペイン問題に関してイギリスに好印象を与えようとしたと考えられるのである。⁽⁷⁾これに対してイギリスは既述のようにこの協定の発効によつてスペイン問題は解決したという立場をとつたのである。

それでは、英伊協定発効をめぐるイギリス、イタリアの真意はどこにあつたか。それは、四国関係の中でより明らかにす

ることができよう。

イタリアにとつては、この英伊協定発効（英伊接近）はフランスを牽制するという意味をもつた。⁽⁸⁾ すなわち、イタリアは英伊接近がフランスの孤立化を導くことによつて対仏関係をイタリアにとつてより有利に展開させようと意図したと考えられる。⁽⁹⁾ イタリアは、地中海域において英仏兩國と真向から対立するのではなく、イギリスからの支持を得ることによつて自らの行動の自由を拡大させることを狙つたのである。その意味では、この英伊接近は、先にみたチュニジア—リビア国境でのイタリアの強硬姿勢とその結果としてのフランスの譲歩を導き出したことによつて一定の成果をおさめたとすることができ（加えて、英伊接近は、イタリアにとつて仏独接近に対抗し、イタリアの孤立化を避けるという意味をも併せもつた）。一方、イギリスにとつては、イタリアとの接近は「四国協調」に大きく貢献するものと考えられた。英伊接近は、直接的には、イタリアがドイツに対して相対的影響力を強めること、間接的には、イタリアをフランスとの交渉舞台に引き出すことを可能にすると考えられた。すなわち、イタリアに対して、一方で、ドイツと英仏の調停者としての役割を、他方で、仏伊間の緊張緩和に積極的になることを期待したのであつた。⁽¹⁰⁾

このように、イギリスとイタリアはフランスをめぐるそれぞれの思惑を相異ならせながらも、現実には、三九年一月のチェムバレン、ハリファクスの訪伊にみられるように英伊接近は一層前進していき、フランスにとつて、この英伊接近が四国協定の形をとつた仏伊対立の解決（フランスの一方的譲歩Ⅱ第二のミュンヘン）の契機となるのではないかという危惧さえもたらすまでに至つたのである。⁽¹¹⁾

以上のような英伊接近をフランスはどのように理解しようとしたのであろうか。

英仏会談に先がけて書かれた一月一六日付オーベル（國際連盟仏代表）の覚書は、北アフリカにおけるフランスの断固たる対応や英仏の連帯を強調しつつ、英仏独伊四国関係について論及している。それによると、一方で、仏独間の緊張緩和

は、英独間の不和(貿易、植民地、ユダヤ人問題などをめぐる対英批判⁽¹²⁾)の解消の梃子となること、他方で、英伊協定発効は仏伊間の対立に好影響を及ぼすであろうことを述べている。⁽¹³⁾すなわち、フランスは、イタリアの意図とは異なり、英伊接近が仏伊間の緊張緩和に貢献するであろうことを期待したのであった。

フランスにとつて、仏伊対立解消は、一方で、仏独接近という直接的手段によつて、他方では、英伊接近という間接的手段によつて企図されたのであった。しかしながら、結局、こうしたフランスの思惑は、ドイツがイタリア支持を表明した⁽¹⁴⁾と、そして、フランス自身が孤立化の危機に陥いるに至つて幻想に帰したのであった。

(一) Adamthwaite, "Declaration" pp.403—404参照。二月六日の仏独声明を仏伊対立との関連で注目し、ドイツのイタリアに対する「穩健な圧力」をフランスが狙つたと指摘。また、英仏伊關係を扱つた好論文としては、Renouvin, P., "Les Relations de la Grande-Bretagne et de la France avec l'Italie," dans *RFB*を参照。

(二) *DDF* M, N°35, pp.56—57 参照。

(三) *DGFP*, No.370, p.472.

(四) *DDF* M, N°122, p.232.

(五) *Treaty Series*, No.31, 1938, *HMSO*, 議定書及び付属書、交換文書からなる英伊間の協定。善隣友好協定及びイギリス、イタリア、エジプト間の交換文書からなる地中海、中東、東アフリカ、スエズ運河、リビアなどに関する協定、とくに、スペインにおいてイタリアが領土的、政治的、経済的霸權をもとめたいこと、また、ヌベイン問題解決が発効の必須条件と定められている。

(六) *DBFP* Vol. II, No.328, p.319, No.329, p.320, No.334, p.324, No.350, p.339 参照。

(七) *DDF* M, N°227, p.396.

(八) *DDF* M, N°57, pp.104—105参照。一月三〇日にイタリアが対仏要求を明らかにした理由としては、フランスの対スペイン政策に対する不満(フランク側との交戦権を認めないこと)、フランス国内の動揺(一月三〇日CGTのスト予定)、仏独声明への懸念、ムッソリーニの国内人気低下、などが挙げられるが、イギリスに接近したことでイタリアは自らの国際的地位が有利になつたと判断したためとも考えられる。

(九) *DDF* M, N°314, p.600, N°318, p.618参照。フランスはイタリアが英仏離間を企図していると判断した。

(十) *DDF* M, N°236, p.408, *DBFP* Vol. II, No.285, p.252参照。

(十一) *DGFP*, No.378, p.488.

(21) *DDF* XIII, N°69, pp.129—131, N°74, pp.146—148, N°142, pp.278—280, N°203, pp.376—380, etc. 参照。

(22) *DDF* XI, N°314, p.603.

(23) *DGFP*, No.378, p.489, No.382, p.493 参照。三十九年一月一日のこと。仏外交文書においては独伊の連帯の強さは、仏独接近にもかかわらず、懸念されてゐた。

七、結 語

ミュンヘン協定に象徴的にみられた「平和」は、権力政治的志向をもつた「四国協調」（英仏独伊、四大国によるヨーロッパの平和）によつて推進されうるものであつた。そして、本稿で論じたように、この「四国協調」構想は、単にイギリスばかりでなく、フランスによつてもまた追求されたと考えられるのであるが、フランスの「四国協調」構想は基本的にその構造をイギリスとは異ならせており、結局は、イギリスと同じ形で推進しうるものではなかつた。

東欧でのドイツに対する譲歩は、東欧諸国と深い関わりをもつフランスにとつて理念の上でも実際の上でも苦渋に満ちたものであつたが、にもかかわらずフランスは「対英追隨」に一層深く傾斜しながら、「経済的宥和」をまた画策したと考えられるのである。

こうして二〇年代からの対東欧関係の清算を余儀なくされたフランスであつたが、植民地をめぐるイタリアとの対立においては、問題がその帝国主義的利益により直接的に抵触するものであつただけに、前述の通り、容易に妥協には至り得なかつたのである。もとより、英仏の宥和政策はドイツの対外膨脹主義を第一の問題としている。しかしながら、この時期、ドイツが平和的侵略策（東欧への経済的進出）をとつており、武力侵攻策をとつていなかったことからすれば、チュニジア—リビア国境、また、ソマリランドにおいて軍事的緊張にまで高まつたイタリアとの対立はフランスの外交指導層に大きな波紋を投げかけたことは想像に難くないであろう。とくに、それは、チュニジアにおけるイタリア系入植者の国籍問題をめぐつ

て深い刻印を残し、そこにみられたフランスの対伊姿勢はイギリスのそれと明らかに異なつていたのである。

二月六日の仏独声明（仏独接近）によつて、フランスは対独緊張緩和とその副産物としてドイツを介したイタリアへの接近を画したと考えられるが、一方で、ドイツの方は対仏接近姿勢を示すことによつてその対外的膨脹主義（とくに、西方攻撃）を糊塗し、少しでも枢軸側に対する英仏の期待を繋ぎとめようと意図したとみることが出来る。また、この時期、イタリアは仏独接近に対する懸念と対仏要求の実現を容易にする意図からイギリスへの接近を図つたが、それは対独関係の調停者としてイタリアを処遇しようとするイギリスの企図と合致するものであつた。

こうした英仏独伊それぞれの思惑は、基本的に枢軸対反枢軸という二つのグループに分けられる四国関係の中で、いずれか一国を自陣営に引き入れること、すなわち、三国間の協調を前提として四国の協調は実現されるという見通しからくるものであつた。その意味では、この三八年から三九年にかけての時期は、三九年春以後大戦への歩みが加速化される前の虚々実々の展開における権力政治的色彩を帯びた四国間の外交上の「調整期」であつたと呼びうるのである。